

5 地域活性化総合補助金

令和5年度事業費 22,841千円

① 自治会・市民団体向け

自治会等が集落で、地域の振興、福祉の向上、コミュニティーの活性化を図るために実施するソフト・ハード事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

ア 地域活動

【対象】美しい地域づくりにつながる事業、郷土の芸能・歴史等の普及・伝承活動につながる事業、産業の振興につながる事業、地域住民の交流促進につながる事業、地域の活性化につながる事業
【補助率】補助対象経費の80%以内

イ 集会所整備

【対象】新築・増築・改築・移転・修繕・模様替え・外構工事・建築設備・備品購入
【補助率】新築…補助対象経費の80%以内
新築以外…補助対象経費の75%以内

ウ 生活基盤整備

(ア) 生活基盤整備（請負）
【対象】生活道・排水路の他、集落維持整備、活性化を図る生活基盤整備に関する工事
【補助率】補助対象経費の75%以内
(イ) 生活基盤整備（直営）
【対象】生活道・排水路の他、集落維持整備、活性化を図る生活基盤整備に関する原材料費
【補助率】補助対象経費の100%以内
(ウ) 生活基盤整備（備品購入）
【対象】集落維持整備、活性化を図る生活基盤整備に関する備品購入費
【補助率】補助対象経費の100%以内

エ 給水施設整備

(ア) 給水施設整備（請負）
【対象】給水施設・水源管理道の整備工事
【補助率】補助対象経費の90%以内
(イ) 給水施設整備（直営）
【対象】給水施設・水源管理道の整備に関する原材料費
【補助率】補助対象経費の100%以内

オ 農業用施設整備

(ア) 農業用施設整備（請負）
【対象】耕作道、農業用用排水路等の整備に関する工事
【補助率】補助対象経費の70%以内
(イ) 農業用施設整備（直営）
【対象】耕作道、農業用用排水路等の整備に関する原材料費
【補助率】補助対象経費の100%以内

② 農業者団体向け

営農分野のソフト・ハード（小規模の施設整備）事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

新規種苗導入事業

新規種苗導入
【対象】ユズを育成するための苗木の新植
【補助率】補助対象経費の50%以内
【補助限度額】苗木1本あたり500円

